

## こうべユース賞要綱

令和6年4月1日

地域協働局長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の青少年の文化及びスポーツの振興並びに青少年の積極的な社会参加を促し、青少年の健全な育成に資するため、本市の青少年の文化、スポーツ及び社会活動の普及又は進展に関し、特に業績顕著な者及び着実な努力が見られ、特に奨励に値する活動を行っている者に対して、こうべユース賞を授与し表彰するにあたり必要な事項を定める。

(表彰の部門)

第2条 表彰には、文化部門、スポーツ部門及び社会部門を設ける。

(表彰の対象者)

第3条 表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 個人 表彰年度の4月1日時点で6歳以上18歳未満であり、表彰年度の12月31日現在市内に在住又は在学する者
- (2) 団体 表彰年度の4月1日時点で6歳以上18歳未満であり、表彰年度の12月31日現在市内に在住又は在学する者で構成される団体

(表彰の基準)

第4条 表彰は、次の各号のいずれかに該当し、その活動及び努力が本市青少年の範となり、今後いっそうの活躍が期待できるものに対して行う。

- (1) 文化部門においては、全国的規模の演奏会、展覧会若しくは大会等で第一位から第二位までの成績を収めたもの又は国際的規模の演奏会、展覧会若しくは大会等で第一位から第三位までの成績を収めたもの
- (2) スポーツ部門においては、全国的規模の大会等で第一位から第二位までの成績を収めたもの又は国際的規模の大会等で第一位から第三位までの成績を収めたもの
- (3) 社会部門においては、おおむね5年以上継続してボランティア活動を行っているもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に顕彰に値すると認めるもの

(受賞の機会)

第5条 各部門の受賞の機会については、次のとおりとする。

- (1) 文化部門及びスポーツ部門
  - ア 個人 校種ごとに1回限りとする。
  - イ 団体 地域協働局長が決定する。

- (2) 社会部門

個人、団体ともに、2回目以降の受賞にあたっては、直前に受賞した年を基準としておおむね5年を経過した後に、表彰の対象とすることができる。

- 2 前項に定める受賞の機会の算定にあつては、神戸市青少年育成協議会こうべユース賞選考要領（令和2年3月廃止）及びこうべユース賞要綱（令和6年3月廃止こども家庭局長決定）による表彰を含むものとする。
- 3 前条各号に定める成績により「神戸市スポーツ栄誉賞」、「神戸市スポーツ特別賞」、「神戸市スポーツ優秀賞」又は「芸術文化特別賞」を受賞したものについては、表彰の対象としない。

(受賞候補者の選定)

第6条 受賞候補者を選定するため、こうべユース賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 受賞候補者を推薦しようとする者は、推薦調書を別に指定する日までに選考委員会に提出するものとする。

3 選考委員会の組織及び運営並びに推薦調書に関しては、別に定める。

(受賞者の決定)

第7条 受賞者は、前条第2項に定める推薦のあった受賞候補者のなかから、選考委員会の報告に基づき、市長が決定する。

(表彰の方法)

第8条 表彰は毎年度1回、市長より表彰状を授与して行う。

(細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、地域協働局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。